

【岐阜高専】人権講話・SD研修を開催

本校では、9月11日（月）に本校顧問弁護士の、弁護士法人しょうぶ法律事務所所長の市橋拓弁護士を講師にお招きして教職員を対象とした人権講話・SD研修を開催し、当日は約70名が集まりました。

講話は、『近時の人権に関する裁判例及び学校における留意点について』をテーマに進められ、憲法13条「すべて国民は、個人として尊重される（以下略）」を基本とし、“髪型の自由が憲法上の人権か否か”など学校を取り巻く具体的な判例紹介や、新しい人権問題「SOGI (Sexual Orientation and Gender Identity) 性的指向、性自認」における“アウトティング”や“性同一性障害に対する理解、配慮”などについてお話しいただきました。講話後の質疑応答では、「本人が問題を抱えて悩んでいたとしてもなかなか気付いてやれないことも多い」という現場からの声も出て、市橋講師からは「少しでも何か異変を感じた時に、(学校で抱えるのではなく) 専門家につなぐこと、どこかに相談することを考えて欲しい」との助言をいただきました。

参加者からは「普段専門家の方からお話を伺う機会はあまりなく、大変参考になった」との声が多く上がり大変有意義な時間となりました。



人権講話・SD研修の様子



講師の市橋拓弁護士